

集団的自衛権、「限定容認」で閣議決定か！

6月10日の毎日新聞の報道によれば、集団的自衛権の行使容認の閣議決定に向けた原案がほぼ確定したとされています。原案の中で、集団的自衛権は「自国の存立を全うするために認められる必要最小限度の武力行使」に含まれるとの考え方を表明、その上で「集団的自衛権行使するための法整備について今後検討する」と明記されています。これは、行使は認められないとしてきた現行憲法解釈を事実上変更し、日本の武力行使を個別的自衛権に限ってきた長年の憲法9条解釈を根本から転換する内容なのです。

そんなに急ぐ理由が分かりません！

そもそも首相は5月初めの記者会見で、閣議決定について「期限ありきではない」と語っていたはずですが、それが今月初めの記者会見で、軌道修正となりました。年末の日米防衛協力指針（ガイドライン）改訂に触れ、「それに間に合うように、方針が固まっていることが理想的」と主張しています。しかしこれは表向きの理由にすぎず、このままではほころびが露呈し、反対論が勢いづくからではないかともいわれています。そんな疑念を抱かせるほど、協議の進め方に問題が多いと云われています。

集団的自衛権行使のリスクは？

安倍首相は行使容認こそが平和への道につながると強調していますが、リスクの面が語られないのはどうしてでしょうか。ここでいうリスクとは、日本が再び戦禍に巻き込まれる危険性に他なりません。内閣官房副長官補として、安全保障と危機管理を担当した柳澤氏は歯止めをかけるなら最低限、地理的な範囲を限定することが必要だ。しかし、提言にはそれらについて書かれていない。集団的自衛権の行使容認というのは、つまり日本が米国に『何でもします。どうぞ云って下さい』というのと同じなんです。結局は歯止めも何もないし、一度でも行使されれば、活動範囲はどんどん拡大していくことになるかと指摘しています。

憲法と閣議決定、どちらが上？

最後に、根本的な疑問があります。憲法と閣議決定のどちらが上位にくるのでしょうか？内閣の一存で憲法の従来解釈を変えるのでは、閣議決定が政治を縛るべき憲法より上位に位置することになってしまいます。これほどの安全保障政策の大転換をするというなら、憲法改正を国民に問うしかないはずですが、閣議決定で済ませてしまうことは、政治の暴挙に他なりません。そもそもそんな権限を与えたつもりはありません。それが大多数の国民の声ではないでしょうか。